

令和2年5月7日

保護者の皆様

県立秦野曾屋高等学校長

国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校の休業の延長について

日頃から本校の教育活動等に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図り、子どもたちの安全・安心を確保するため、本校をはじめすべての県立学校は、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日（5月7日と8日も休業）としておりましたが、この度の国の緊急事態宣言延長を受けた県の実施方針により、5月31日まで臨時休業とすることとなり、別添のとおり県教育委員会からメッセージがありましたのでお知らせします。（5月11日、12日、13日の各学年の対応は、先日周知した予定どおり行います。）

臨時休業が長期に及ぶこととなりますが、学校といたしましても、家庭での学習の充実をはかるなどの対応をしております。御相談等がある場合には各学年へ電話にて御連絡ください。引き続き、保護者の皆様には御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後国の緊急事態宣言が解除となっても、県内の感染状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心の確保、及び各学校における円滑な教育活動の再開に向けた準備期間を設け、その後分散登校、時差通学・短縮授業を組み合わせるなどして、段階的に教育活動を再開する予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

問合せ先

副校長 渡辺

電話 (0463) 82-4290

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、国は、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出し、これを受け、県は、同日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定めました。県教育委員会では、学校で学ぶ児童・生徒の安全、安心を何よりも最優先と考え、5月6日まで県立学校を臨時休業としていました。

この度、国は5月4日の感染症に係る専門家会議及び諮問委員会の見解を踏まえ、緊急事態宣言の期間を、さらに5月31日まで延長することを決定しました。国の決定を受けた知事からの要請に基づき、学校の臨時休業の期間について、設置者である県教育委員会として、さらに5月31日まで延長することとしました。児童・生徒、保護者の皆様には、学校の臨時休業期間が長期間になり、さまざまな不安を抱えていることと思います。しかし児童・生徒の皆さんを感染のリスクから守るために、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、今が本当に大切な時期であるとの判断であり、ご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

臨時休業の期間中は、引き続き、学年ごと等の一律の登校日は設けないこととしています。なお、高等学校と中等教育学校では学習課題に係る指導・連絡のために、最小限度の個別に登校する機会を設けることができることとしています。また、特別支援学校においては、「児童・生徒の居場所」について、個々のご家庭の事情に応じて個別に相談の上、対応いたします。

学習の遅れが心配される場所ですが、お子様には、各学校で出される教科の学習課題等を使って、家庭学習を進めていただくことが、学校再開後の授業への備えにもつながります。

子どもたちを感染のリスクから守るために、各ご家庭においては、引き続き、お子様の朝晩の体温測定を行っていただくなど、健康管理にご配慮をお願いいたします。また、お子様の学習に対する不安や心の問題など、何かご心配なことがある場合は、各学校にご相談いただければ、学校と県教育委員会がしっかりと連携して適切に対応してまいります。

県立学校に入学した児童・生徒の皆さんの学びを保障することが、学校と県教育委員会の使命です。私たち一人ひとりがこのことを胸に刻み、学校の臨時休業期間中の学習や教育活動を再開した後の子どもたちの学びについて、全力で取り組んでまいります。保護者の皆様には、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年5月5日
神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎
教育委員 高橋 勝
河野 真理子
吉田 勝明
笠原 陽子
佐藤 麻子